

野生いのししのアフリカ豚熱防疫措置の具体化について

農林水産省 消費・安全局
動物衛生課

1. 豚熱とアフリカ豚熱の違い

		豚熱 日本発生済	アフリカ豚熱 (豚の最強・最悪の伝染病とも言われる) 日本未発生
病原体		豚熱ウイルス：エンベロープ1重・RNAウイルス	アフリカ豚熱ウイルス：巨大ウイルス・エンベロープ2重・DNAウイルス
宿主		豚・いのしし ※人には感染しない	豚・いのしし（軟ダニ*：日本なし） ※人には感染しない
環境耐性		<一般的なRNAウイルス> ・室温で数日～2週間。4℃でも1～2か月。	<極めて高い> ・消毒耐性あり ・野外死体中で数か月単位。畜産物での冷蔵で年以上。
臨床所見		・発熱・死亡・元気消失・下痢等	・発熱・死亡・元気消失・下痢等（甚急性の場合は無症状で突然死もある。）。口・鼻・肛門からの出血（鮮血）がみられる場合も。 ・通常感染後急死→いのししでは近い場所で大量死
(死体の見た目での判別は困難)			
豚 対策	ワクチン	あり	なし
	防疫	殺処分	殺処分・ 予防殺あり （野生いのししでも適応可能性アリ）
	被害	豚：20都県計89事例 約36.8万頭の殺処分 いのしし：34都府県・約6.4千頭(9万7千頭中)	未発生
主ないのししでの感染源		・感染した生体 ・排泄物	・感染による死亡個体 ・排泄物 ・感染動物に由来する畜産物
・人/モノを介した伝播			
いのしし対策		サーベイランス（検査） ワクチン散布 捕獲強化 衛生対策の徹底	サーベイランス（検査） 防疫措置 <周辺の積極的な死体探索・死体処理> 捕獲強化 衛生対策の徹底

*Ixodida（マダニ）科のOrnithodoros（ヒメダニ）属の軟ダニ（日本国内に広く存在するマダニとは別種）

2. 我が国の野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の現状：基本対策

■ 基本対策

(1) サーベイランスの実施 豚熱 アフリカ豚熱

- ・継続的に調査し、感染状況を正確に把握し、その情報を基に疾病の予防と管理をはかること
- ・感染状況の把握は、経口ワクチン・捕獲強化など野生いのししにおける豚熱対策の検討に必須
- ・飼養豚における対策に必須

(2) 捕獲の強化 豚熱 アフリカ豚熱

- ・密度低下により、感染拡大を抑制
- ・感染野生いのししの絶対数抑制することで、農場への感染拡大リスクを低下

(3) 経口ワクチン散布 豚熱

- ・免疫を獲得させることにより、感染地域内における抑制・感染地域拡大の抑制

(4) リスクコミュニケーション 豚熱 アフリカ豚熱

- ・狩猟関係者・市民に向けた対策の周知推進（マンガ・Web動画配信・トークイベント等）
- ・実地演習、講演・意見交換会等を通じた関係者間の理解の向上

2. 我が国の野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の現状：検査状況

- 平成30年9月から**全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始**
農水省が令和3年度以降に最低限必要と通知している検査水準：**1県当たり299頭／年**
- 299頭に達している都道府県は、令和2年度6県、令和3年度16県、令和4年度31県と増加**

年度ごと※¹の野生いのししにおけるアフリカ豚熱の検査数 ：検査数が299頭以上

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (~11月8日)	増減※ ²
北海道	0	0	0	0	0
青森	4	6	8	25	4
岩手	136	399	423	310	287
宮城	142	484	370	170	228
秋田	40	39	55	13	15
山形	173	370	278	137	105
福島	195	210	56	187	-139
茨城	586	981	1168	637	582
栃木	516	494	633	284	117
群馬	20	653	961	633	941
埼玉	91	538	761	567	670
千葉	79	78	278	791	199
東京	10	3	2	1	-8
神奈川	381	462	377	193	-4
新潟	245	219	224	146	-21
富山	226	261	609	861	383
石川	304	239	675	504	371
福井	31	55	282	326	251
山梨	52	143	196	170	144
長野	39	2	918	834	879
岐阜	133	302	284	175	151
静岡	2318	3003	3912	2435	1594
愛知	126	217	314	481	188
三重	43	9	4806	2479	4763

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (~11月8日)	増減※ ²
滋賀	556	452	549	299	-7
京都	25	22	51	57	26
大阪	9	13	63	55	54
兵庫	112	78	56	11	-56
奈良	34	82	216	146	182
和歌山	236	307	306	376	70
鳥取	91	301	416	308	325
島根	5	283	410	259	405
岡山	40	70	540	157	500
広島	6	148	331	255	325
山口	4	292	310	145	306
徳島	20	99	319	61	299
香川	20	427	366	404	346
愛媛	72	300	358	155	286
高知	0	47	301	209	301
福岡	14	152	636	79	622
佐賀	13	49	349	362	336
長崎	41	67	315	202	274
熊本	58	127	304	194	246
大分	34	231	325	224	291
宮崎	59	326	315	226	256
鹿児島	37	151	305	244	268
沖縄	7	7	65	276	58
合計	7383	13198	24796	17063	17413

※1：R2年度からR4年度は4月1日から3月31日までの1年間、R5年度はR5年4月1日からR5年11月8日までを集計

※2：増減はR2年度とR4年度の検査数を比較

2. 我が国の野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の現状：交差汚染防止対策

- 人や物の移動による、ウイルス伝播を防ぐため、**狩猟者や入山者が狩猟時や下山時の靴底等の洗浄・消毒、山林への飲食物の放置禁止等交差汚染防止対策**を実施することは、**豚熱対策だけでなく、アフリカ豚熱対策としても重要**である。
- **狩猟者や鳥獣被害防止に係る捕獲関係者**への呼びかけとして、狩猟者が取り組みやすい洗浄・消毒方法を平易に記載したチラシを農村振興局及び環境省と作成し、様々な機会^①で情報発信、周知を実施。
- **入山者、外国人観光者等**に対しても、ポスター、SNS、その他様々な媒体を通じて対策の情報発信を進めている。

狩猟者・捕獲関係者向け情報発信

- 交差汚染防止ポイントを記載したチラシを活用した周知徹底
 - ・ 環境省と連携し、「狩猟者登録証」の交付時の配布
 - ・ 農村振興局と連携し、鳥獣被害防止に関する全国の地域協議会開催時の配布
 - ・ 大日本猟友会全会員（約10万人）に配布される会報への寄稿
- 冊子資料（マンガ）・映像資料の作成・活用
 - ・ 都道府県や県猟友会等に対策について記載した冊子、DVDを作成・配布
 - ・ 映像資料については、動画サイトにもアップロード

一般の住民・外国人向け情報発信

- 入山者・外国人向け資料の作成・情報発信
 - ・ 高速道路のパーキングエリアでのデジタルサイネージ広告、外国人の宿泊者を対象としたホテルでの小冊子のサンプリング広告
 - ・ 山林に立ち入る方向けの対策協力に係るポスターの国立公園等での貼付。SNSを通じた情報発信
- 高尾山や筑波山での交差汚染防止対策の検証や情報発信
 - ・ ナッジ手法を活用した野生動物対策の検証（筑波山）
 - ・ トークイベントやクイズイベントによる交差汚染防止に関する情報発信（高尾山）



狩猟者用冊子資料（マンガ）



Twitterによる配信（宮崎県）

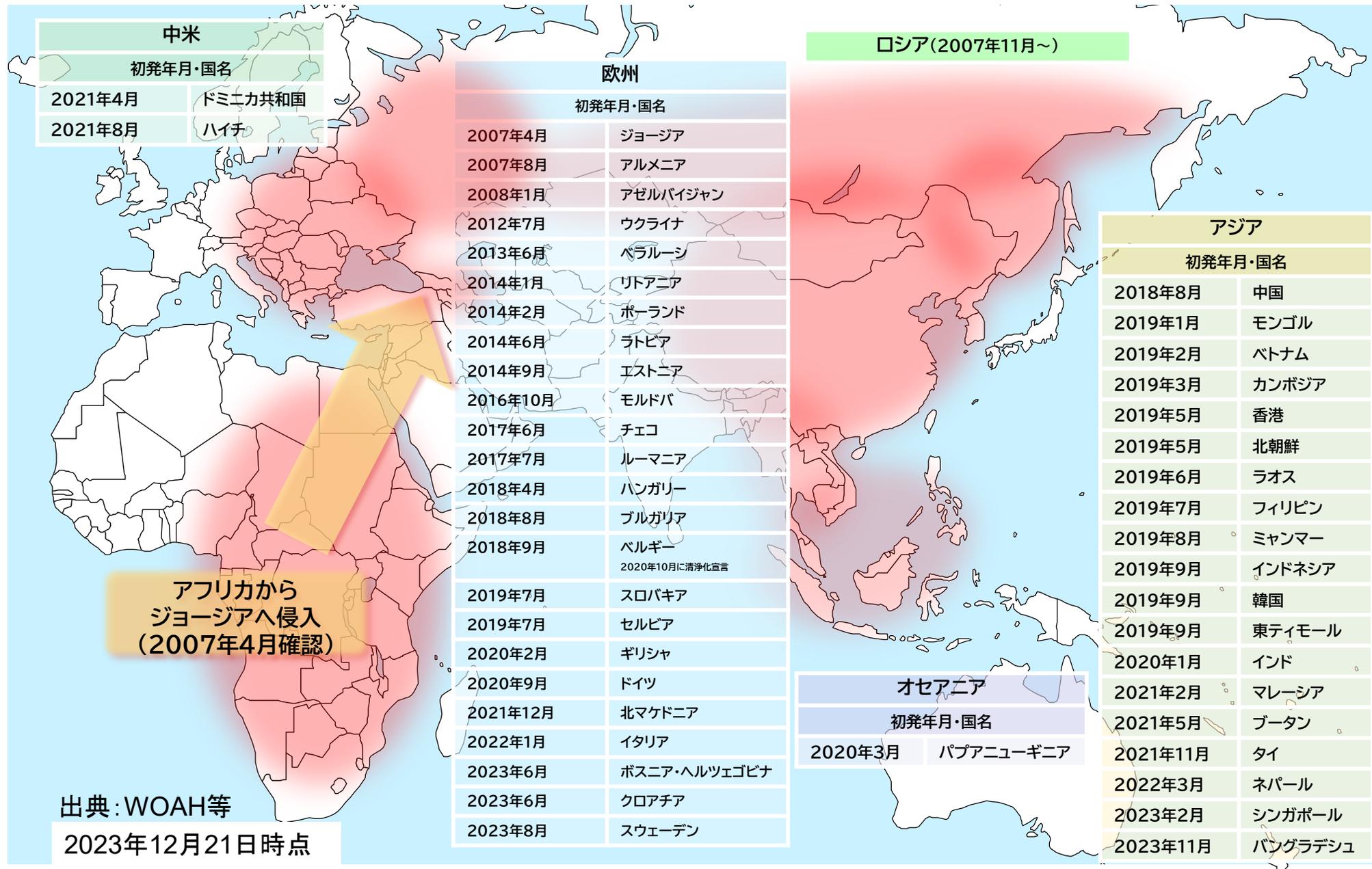


高速道路での多言語デジタルサイネージ広告



高尾山におけるクイズイベント

3. アフリカ豚熱の世界での感染拡大 (2007年～)



中米	
初発年月・国名	
2021年4月	ドミニカ共和国
2021年8月	ハイチ

欧州	
初発年月・国名	
2007年4月	ジョージア
2007年8月	アルメニア
2008年1月	アゼルバイジャン
2012年7月	ウクライナ
2013年6月	ベラルーシ
2014年1月	リトアニア
2014年2月	ポーランド
2014年6月	ラトビア
2014年9月	エストニア
2016年10月	モルドバ
2017年6月	チェコ
2017年7月	ルーマニア
2018年4月	ハンガリー
2018年8月	ブルガリア
2018年9月	ベルギー
	<small>2020年10月に清浄化宣言</small>
2019年7月	スロバキア
2019年7月	セルビア
2020年2月	ギリシャ
2020年9月	ドイツ
2021年12月	北マケドニア
2022年1月	イタリア
2023年6月	ボスニア・ヘルツェゴビナ
2023年6月	クロアチア
2023年8月	スウェーデン

ロシア(2007年11月～)

アジア	
初発年月・国名	
2018年8月	中国
2019年1月	モンゴル
2019年2月	ベトナム
2019年3月	カンボジア
2019年5月	香港
2019年5月	北朝鮮
2019年6月	ラオス
2019年7月	フィリピン
2019年8月	ミャンマー
2019年9月	インドネシア
2019年9月	韓国
2019年9月	東ティモール
2020年1月	インド
2021年2月	マレーシア
2021年5月	ブータン
2021年11月	タイ
2022年3月	ネパール
2023年2月	シンガポール
2023年11月	バングラデシュ

オセアニア	
初発年月・国名	
2020年3月	パプアニューギニア

アフリカから
ジョージアへ侵入
(2007年4月確認)

出典: WOAH等
2023年12月21日時点

4. 諸外国でのアフリカ豚熱の防疫措置

(1) 諸外国で共通する初動防疫措置

➤ 防疫区域の設定

- ・アフリカ豚熱ウイルス陽性の野生いのししが発見された際に、サーベイランスの結果等から適切な防疫区域を設定する。

➤ 死体発見・処理

- ・アフリカ豚熱ウイルスは環境抵抗性が高いことから、防疫区域内において感染が疑われるいのししを発見した際には、焼却、消毒等を適切に行い感染源を除去する。

➤ 感染いのししの拡散阻止

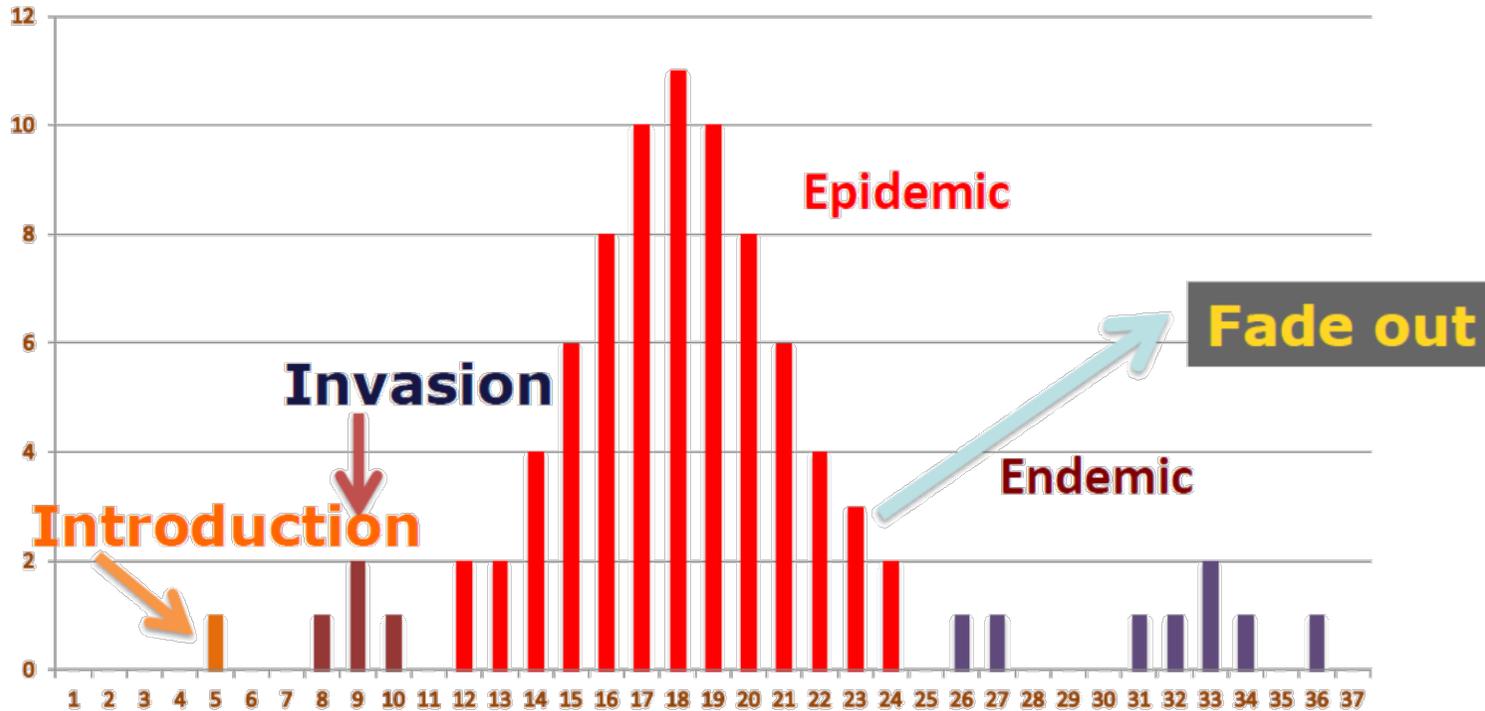
- ・アフリカ豚熱感染いのししの移動やアフリカ豚熱ウイルスの人為的な持ち込み・持ち出しによる防疫区域を超えた感染の拡散を阻止する。

➤ 管理下での捕獲推進

- ・交差汚染防止対策を徹底しながら、特に感染が確認されている地域の周縁において、感染源となるいのししの数を減らす。

4. 諸外国でのアフリカ豚熱の防疫措置

(2) 欧州での対応：概要



初期に発見した場合

- ★小さな地域は管理が容易で、根絶の確率が高い
- ・死亡個体の報告・除去
- ・捕獲／殺処分は、感染動物がまだわずかしか存在しないときにのみ
- ・定められた管理およびバイオセキュリティ対策の遵守

感染急増期に発見した場合

- ★耐える
- ・捕獲／殺処分しない！
- ・発見された死体の検査
- ・データ収集を正確にする
- ・捕獲・殺処分よりも、死体の除去がより重要！

まん延期の対応

- ・ウイルスの消失を観察
- ・感染したイノシシの駆除
- ・バイオセキュリティ対策

捕獲／殺処分は、最後の感染動物を除去する意識

4. 諸外国でのアフリカ豚熱の防疫措置

(2) 欧州での対応：留意点

野生いのししをめぐる地理的・制度的状況の違いがある。



欧州の特徴

- 森林率が20%程度
- 丘陵地域が多い
- 森林整備が進んでおり森林構造、森林構成がやや単調
- 野生いのしし：土地所有者のもの



日本の特徴

- 森林率が約68%
- 高標高地域も地域多く地形が複雑（傾斜地も多い）
- 欧州にはないササやタケなども含めて森林構造が複雑
- 野生いのしし：無主物

出典：農研機構畜産研究部門平田滋樹先生のスライドを改変

いのししの活動範囲の制限や見通しのしやすさ等を踏まえると、日本は対策がより困難と考えられる。

4. 諸外国でのアフリカ豚熱の防疫措置

(2) 欧州での対応：死体探索の実際



森林（林縁および湖沼を含む）でのいのしし死体の探索

出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service



湖沼でのいのしし死体の回収（ボートを使用した探索と回収）

出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service



出典：Prof. Alvydas Malakauskas,
Lithuanian University



出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State
Food and Veterinary Service

森林でのいのしし死体の回収と搬出
（消毒しながらの搬出など、衛生対策の確保）

出典：農研機構畜産研究部門平田滋樹先生のスライドを改変

4. 諸外国でのアフリカ豚熱の防疫措置

(3) 韓国での対応：韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

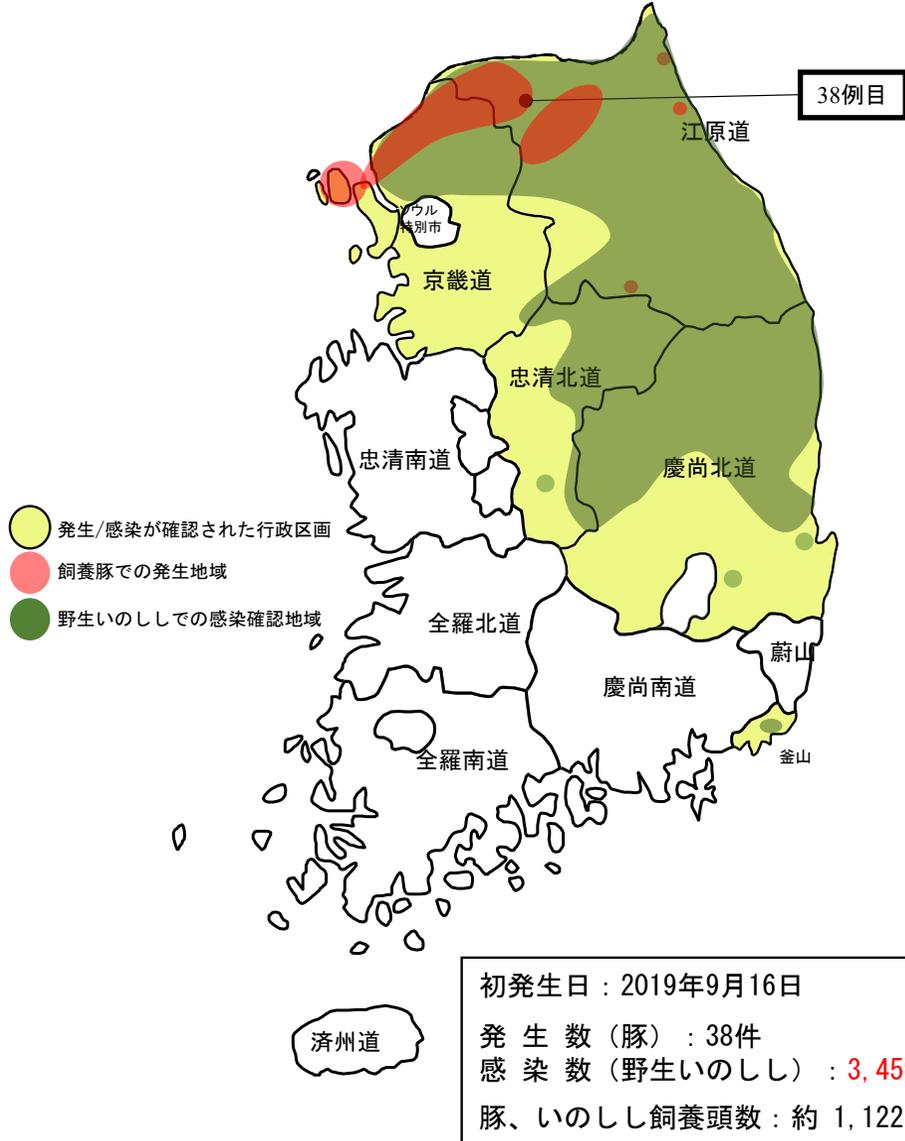
【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道楊口郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡
38	2023/9/25	江原道華川郡

2023年12月25日時点

【野生イノシシでの事例】(単位：件)

京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
江原道	鉄原郡	37
	華川郡	426
	春川市	222
	楊口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	246
	襄陽郡	36
	江陵市	110
	洪川郡	63
	平昌郡	46
	束草市	1
	旌善郡	178
	横城郡	63
三陟市	99	
忠清北道	原州市	83
	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	173
	堤川市	91
	報恩郡	73
慶尚北道	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	103
	尚州市	76
	蔚珍郡	52
	聞慶市	64
	栄州市	12
	醴泉郡	11
	奉化郡	53
	盈徳郡	57
安東郡	23	
英陽郡	41	
青松郡	41	
浦項市	12	
永川市	1	
釜山広域市	1	
合計		3,459



※ 韓国当局公表資料等の情報を元に作成
 飼養頭数：FAO統計(2021)による
 ※ 赤字は2023年12月18日時点から更新

4. 諸外国でのアフリカ豚熱の防疫措置

(3) 韓国での対応：基本的な対策

- ・サーベイランスの強化
- ・死体搜索・処理の実施
- ・死体周辺の他のいのししの接触防止（フェンス）
- ・いのししの移動抑制（フェンス）
- ・いのししの駆除
- ・関係者・市民への啓発



道路沿いのフェンス



通用口
ASF対策のため、
使用後は閉じるよう記載

<韓国の対策を考える上でのポイント>

- ・地形等の生息環境からは、ヨーロッパに比べ韓国の方が日本の状況に近い。
- ・韓国では野生いのししでアフリカ豚熱が「まん延」している状況。
- ・大陸国家であり、地続きでのウイルスの侵入がある。

4. 諸外国でのアフリカ豚熱の防疫措置

(3) 韓国での対応：関係者・市民への啓発

환경부 국립야생동물질병관리원 국립공원공단 야생생물관리협회

아프리카 돼지열병(ASF) 확산예방을 위한 산행시 행동요령

- 산행 전**
방문지역 ASF 발생여부 확인하기 (wadis.go.kr)
- 산행 중**
정해진 등산로만 이용하기
- 산행 중**
음식을 버리지 않기
- 산행 중**
폐사체 발견 시 접근하지 말고 신고하기 *신고시 포상금 지급
- 하산 후**
신발을 깨끗이 털고 소독하기
- 하산 후**
귀가하여 신발 세척 및 등산복 세탁하기
- 하산 후**
1주일 간 양돈농가 방문 및 축산관계자 접촉금지

아프리카돼지열병(ASF)
돼지와 동물에게만 감염되는 바이러스 질병으로 쉽게 전염되고 치사율이 높아 멧돼지 생태 및 양돈농가에 큰 피해를 줍니다 (ASF: African swine fever)

아프리카돼지열병(ASF) 확산 차단을 위한 국민여러분의 적극적인 협조 부탁드립니다!
* 신고처 : 통합콜센터 110, 국립야생동물질병관리원 062-949-4323·4340, 지자체 환경과: []
* 이 포스터는 신원경음지킴이 사용하여 제작되었습니다

멧돼지 아프리카돼지열병 확산 차단! 국민여러분의 적극적인 신고가 중요합니다!

아프리카돼지열병(African Swine Fever, ASF) 이란?
- 돼지(사육돼지, 멧돼지)에서만 발생하는 바이러스성 질병으로, 바이러스의 생존성이 강하고 치사율이 높음
- 멧돼지도 감염되어 폐사할 수 있으며, 폐사체는 바이러스 전파의 요원이 될 수 있음
* 아프리카돼지열병은 사람에게 감염되지 않음

이럴 때 신고하세요!

- 멧돼지가 살아 있으나 잘 움직이지 못하는 경우
- 죽어 있는 멧돼지를 발견한 경우

* 산행중 부패한 냄새가 심하게 나면 주변에 폐사체가 있을 가능성이 높음



(전형적인 증상 : 피부가 붉은색으로 변함)

아프리카돼지열병 확진시 포상금 20만원(음성도 포상금 10만원 지급)

* 멧돼지 폐사체 검사결과 확인 후 지급, 단 1인당 연간 60만원까지만 수령가능(불법신고시 처벌될 수 있음)

이렇게 신고하세요!

발견했을 때

- 멧돼지에 접근 및 접촉 금지
- 발견지점 주소 및 주변 상황 확인
-가능한 경우, 발견지점 나무 등에 표시
-정확한 주소 모르는 경우, 근처지 주소나 차표 및 현장 사진 촬영

신고하는 곳

- 정부민원콜센터 ☎ 110
- 시·군·구 환경담당부서
- 국립야생동물질병관리원 질병대응팀 ☎ 032-560-7141-7155 ☎ 062-949-4330-4334

신고하는 요령

- 00월 00일 00시 경에
 - 00(시군구) 00(읍면동) 00번지 000부근에서
 - 죽은(질병이 의심되는) 멧돼지를 발견했습니다.
- * 신고처는 000이미 연혁처는 000-000-0000입니다

멧돼지 ASF 예방 행동 요령

- 야외 활동 시 남은 음식물을 버리거나 야생동물에게 먹이지 금지
- 의심개체 및 폐사체 발견 즉시 신고
- 멧돼지 폐사체 및 의심개체 접촉 금지
- 이동통제구역 출입금지
- 폐사체 발견후 검사결과 확인전까지 농장출입 금지



5. 野生いのししのアフリカ豚熱対策の具体化

「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」（令和3年11月24日）

「アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応について」において、死体対策などのアフリカ豚熱国内侵入時の野生いのしし対策について具体化することとされた。

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日 農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日）

第1 基本方針

5 また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示す**とともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。



「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」として、感染初期に発見された場合の防疫措置の具体化を行う。

5. 野生いのししのアフリカ豚熱対策の具体化

特に重要な部分：豚熱での防疫対応と異なる部分

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡いのししの検査（豚熱と同じ）
- ・**半径3 km以内について、積極的な死体捜索による検査・死体排除**
- ・**（3 kmの）外接部の捕獲推進による個体数削減**
- ・**（3 kmの）外接部防護柵等による囲い込み**

豚熱の防疫指針（第23ウイルスの浸潤状況の確認等）では・・・

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡いのししの検査
- ＜留意事項通知＞ 半径3 km以内について積極的に採材
- ＜留意事項通知＞ 野生いのししから豚等への感染拡大防止として、必要に応じて捕獲推進による個体数削減・外接部防護柵等による囲い込み

課題

野生動物に関する積極的な初動防疫の経験がない中で、特に、この第24の措置を具体的にどうするのか。

6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定 (基本方針の策定、研究、体制整備)

- 第2回野生イノシシ豚熱対策検討会 (R4.3) で審議された方針に基づき、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」を整備。
- 研究事業 (RS事業30,000千円×3年) 及び補助事業 (県向け体制整備 11,000千円 R4補正以降も継続要求)
- 緊急事態においては、公表前であっても、案に基づく具体的措置の実施を想定。

R3.11.24	R3.12.28	R4.1~3	R4.4~6	R4.7~10	R4.11.1
<ul style="list-style-type: none"> 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」開催 「アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応について」 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>野生いのししにおける対策の具体化が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> いのししの死体処理等の実地演習を筑波山にて開催 意見交換会により、課題を洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> 死体処理の制度整理、関係強化等について関係省庁で検討・調整 「第2回野生イノシシ豚熱対策検討会」を開催 (3月28日) 対策マニュアル案の方針・スケジュールについて、専門家を交えて検討。 <p style="text-align: center;">→ 5局庁長連名通知 (3月31日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検討会での議論、都府県からの相談等を踏まえマニュアル案について検討 野生いのしし対策に関する全国実態調査 5局庁長通知についての意見照会 ヒアリング (専門家・一部県及び関係団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査等を踏まえて、マニュアル案を作成 専門家へのヒアリング (10月) 獣医学、家保職員、ウイルス学、野生いのしし対策、廃棄物対策の専門家への意見照会 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3回野生イノシシ豚熱対策検討会」を開催 対策マニュアル案の方針・内容 今後のスケジュール 位置づけ (マニュアル or 基本計画) 等について検討 →「基本方針」としてとりまとめる

R4.11~12	R5.1~R5.3	R5.4~R5.12	R6.1~3	R6.4~
<ul style="list-style-type: none"> 委員・関係者の意見を踏まえ、マニュアル案の修正、基本方針への改称等 都道府県に基本方針案の意見照会 (12月28日) 	<ul style="list-style-type: none"> 農水省 <ul style="list-style-type: none"> 県への事前検討、関係省庁との調整 各県において <ul style="list-style-type: none"> 基本方針案のについて検討 県マニュアルの検討 	<p style="text-align: center;">各県コメント提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 各県の演習内容、研究成果等を踏まえ、基本方針を改善 円滑な運用体制の整備 	<p style="text-align: center;">基本方針の公表 指針改正</p>	<p style="text-align: center;">研究・体制整備事業 (演習) 等を踏まえた基本方針の改定</p>

研究事業

R5.4~R8.3

- 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究 (RS事業 30,000千円×3年)
- 死体処理に関する科学的検証、サーベイ強化、対策の普及研究

補助事業

R5.4~R8.3

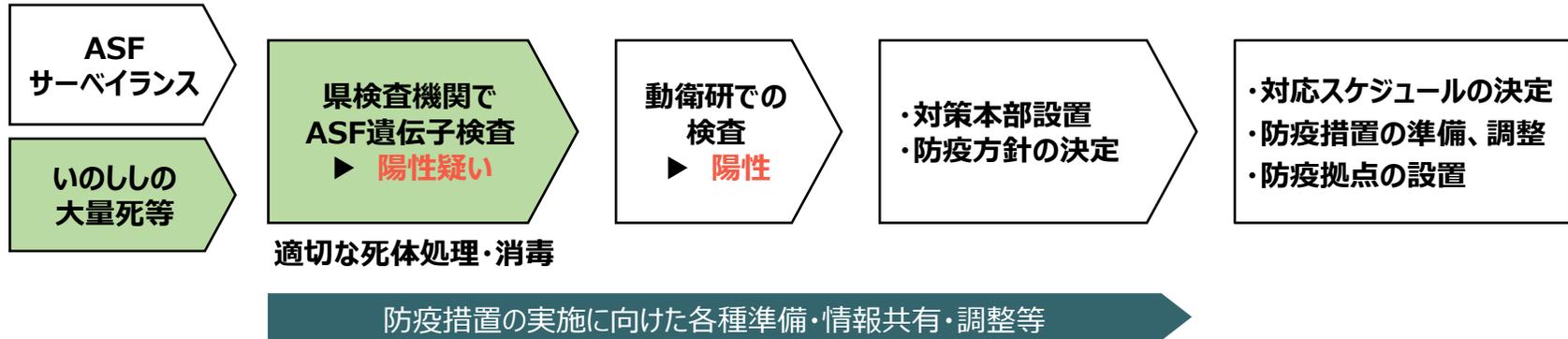
基本方針に基づく各県の体制整備

- 「野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業」(県向け 11,000千円 R4補正以降も継続要求)
- 机上演習・実地演習等の開催
- 各県における防疫体制の整備

7. 野生いのししでのアフリカ豚熱感染確認時の初期対応の流れ

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

- ◆ 死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）

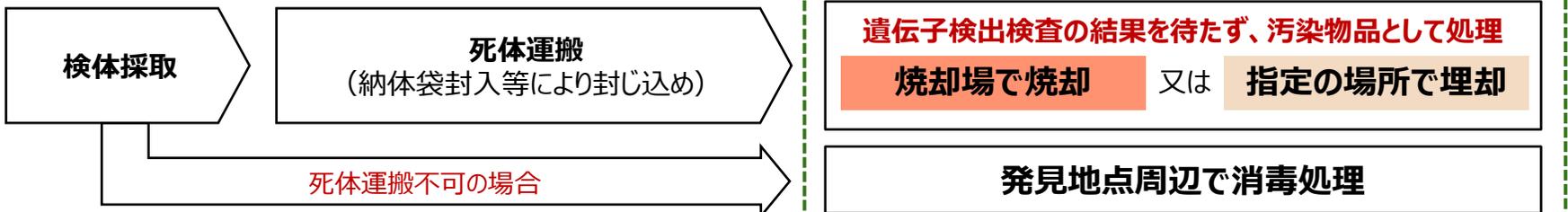


防疫措置の実施

- ◆ 通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）
- ◆ 積極的死体搜索（指針第24）



- ◆ 死体対応（指針第24）



8. アフリカ豚熱が野生いのししで確認された際の防疫対応の実施内容と範囲

ASFウイルス感染いのししは急死する。また、本ウイルスは環境抵抗性が高く、感染動物の死体等において数か月以上感染性を保持。したがって、本病ウイルスの感染拡大防止のためには、感染死体の排除が重要であり、死体の積極的搜索等の防疫措置を実施。

アフリカ豚熱陽性確認以降の具体的な防疫措置

- **通行の制限又は遮断：半径3kmの範囲（防疫指針第20）**
 - ・車両・人等の通行を遮断することで、付着ウイルスの拡散を防止する。
- **野生いのししの死体等の移動制限：半径10kmの範囲（防疫指針第21）**
 - ・死体等のウイルス汚染の可能性がある感染源の移動を制限することで、ウイルスの拡大を防止する。
- **消毒ポイントの設置（防疫指針第23）**
 - ・3km圏内に入る道路や登山道などに消毒ポイントを設け、一般車両及び通行人を消毒する。
- **野生いのししに対する防疫措置（防疫指針第24）**

■ 積極的死体搜索：半径3kmの範囲

・野生いのししの死体が感染源となるため、死体を速やかに処理するとともに、検査強化によるウイルス浸潤状況を把握する。なお、感染いのししの散逸を防ぐため、搜索は辺縁部から行うとともに、積極的な捕獲は実施しない。

■ 防護柵の設置等による野生いのししの散逸・侵入防止：半径3kmの周囲

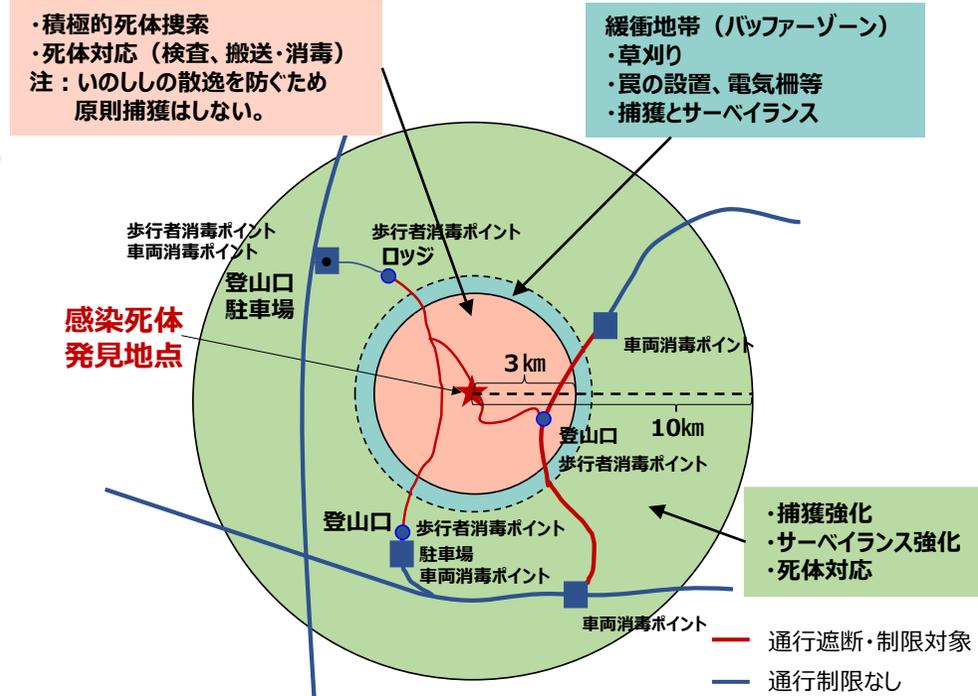
・ASF感染いのししの散逸及びASF非感染いのししの侵入を防止するため、電気柵や罨の設置、草刈り等を実施。

■ 捕獲・サーベイランス強化：半径3km～10kmの範囲

・10kmを超えた感染拡大を防ぐため、半径3～10kmの範囲について、いのししの減数・密度低下を図るとともに、検査強化を実施する。

■ 死体対応：半径10kmの範囲

・死体を排除又は消毒処理することで感染源を確実に排除するために、確実に死体を輸送し焼却又は埋却を実施。死体運搬不可の場合は、発見地点周辺で消毒処理を実施。



消毒の徹底等により
以下は通行遮断の例外とする(案)
・通勤、通学 ・医療及び福祉
・山林、道路、電線、水道等の保守管理 等

海外では初動防疫時に林業は通行遮断となる場合もあるが、日本の地理的状況等を踏まえ、林業の防災面への効果など、林業の重用性を踏まえ例外とする予定。

※作業者の安全確保
・野外での作業は原則として日中のみとする。
・気象状況等に配慮して防疫措置を実施する。
・事故リスクが高いと考えられる場所（視界が悪い、足場が確保できない等）については、その周辺地域の対策を強化する等の措置を行った上で、防疫措置の作業範囲から除外する。

9. 防疫作業内容の検討（作業手順・資材の検討）

R2.7.1 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全改正（家伝法改正を受け野生いのししの防疫措置を指針本体で規定）

R3.11.24 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」の開催 ▶ 野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の具体化へ

R3.12.28 筑波山にていのししの死体処理等の実地演習

R4.3 「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の検討を開始

R4.12 基本方針案をとりまとめ、都道府県に意見照会

R5.9～ 動衛課・林野庁等合同（9/26）、栃木県（9/6・10/26）及び岐阜県（11/1）での机上実地演習

R6.3（予定）「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正
「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の公表

電気柵の敷設

R5.9.26 電気柵設置に関するプレ演習

- ・林野庁・つくば市・栃木県・埼玉県が参加
- ・電気柵の利用シーンや設計を検討

R5.10.25 栃木県 実地演習

- ・環境森林部、農業振興事務所、畜産振興課等、約40名が参加
- ・電気柵の設置や回収等を行う

死体の搬送・搜索

R3.12.28 筑波山での実地演習

- ・動物衛生課、農村振興局、林野庁、つくば市、茨城県、農研機構（畜産研・動衛研）、森林総研による合同演習（日本で初のASF野生いのしし実地演習）
- ・いのしし専用納体袋の規格、死体処理に関する制度的問題の検討

R5.11.1 岐阜県での実地演習

- ・死体搜索、搬送に関する実地演習により、具体化。

死体の消毒による処理・検査

RS事業「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」（令和5～7年度）

- ①野生いのししの適正な死体処理方法の開発（生分解性シート、塩素系消毒剤等の活用）
- ②ASF・CSFの採材手法および高感度検査方法の実証



10. 基本方針の項目（案）①

前文

第1節 平時における準備及び発生に備えた体制の構築・強化（防疫指針第2-1、第2-2及び第3）

第1 平時における具体的な取組（発生に備えた体制の整備及び準備）（防疫指針第2-1、第2-2及び第3）

1. 農林水産省におけるの具体的な取組
 - (1) 連携の強化
 - (2) 対策の周知・広報活動の推進
 - (3) 野生いのししでのアフリカ豚熱ウイルスの感染状況調査（サーベイランス）の推進
 - (4) 防疫措置に必要な準備
2. 都道府県における具体的な取組
 - (1) 連携体制の整備に当たっての基本的な考え方
 - (2) 人や物を介した野生いのししへのアフリカ豚熱ウイルスの感染防止に関する啓発
 - (3) 防疫計画の策定等
 - (4) 野生いのししの防疫措置従事者の確保及び育成に当たっての留意点
 - (5) 通報・連絡体制の整備
 - (6) 野生いのししの死体等の処理に関する事前調整
 - (7) 防疫演習の実施
3. 市町村、関係団体及び関連事業者の取組の考え方

第2節 感染の疑いが生じた場合の対応（防疫指針第17・第18）

第2 アフリカ豚熱感染を疑う死体発見の通報を受けた際の対応

1. アフリカ豚熱ウイルス感染の可能性がある野生いのししの死体
2. アフリカ豚熱ウイルス感染の可能性がある野生いのししの死体についての対応
 - (1) 検体の採取
 - (2) 検体の検査施設への送付
 - (3) 野生いのししの死体発見地点及びその周辺の消毒並びに死体等の処理
 - (4) 検査結果の報告

第3 都道府県の検査により感染の疑いが生じた場合の対応（防疫指針第17）

1. アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた野生いのししの死体等の取扱（都道府県の検査で陽性）
 - (1) 野生いのししの死体等が既に埋置されている場合
 - (2) 野生いのししの死体等が既に廃棄物として処理されている場合
 - (3) 野生いのししの死体等の処理が未完了の場合
2. 都道府県による検査及び動衛研への検体の送付

第4 病性判定による陽性判定時に備えた準備（防疫指針第17）

1. 関係部局・機関への情報共有
2. 農林水産省及び都道府県の野生いのししアフリカ豚熱対策本部の開催準備
3. 農林水産省から防疫措置に関する連絡・調整を担当する職員等の派遣
4. 防疫措置内容に関する事前調整等
 - (1) 防疫措置内容に関する関係部局・機関との情報共有等
 - (2) 防疫措置に関する地権者等との事前調整等
 - (3) 防護柵等の設置による野生いのししの散逸・侵入防止措置の検討・調整（防疫指針第17の2の（8））
 - (4) 防疫措置の実行計画の作成
 - (5) 野生いのしし防疫対策拠点の設置作業の開始
5. 周辺養豚場等に係る措置
6. 報道機関への公表等

10. 基本方針の項目（案）②

第3節 防疫措置（防疫指針第19～24）

第5 病性判定によるアフリカ豚熱陽性判定時の対応（防疫指針第19）

1. 防疫方針
2. 野生いのしし防疫対策拠点の運用開始

第6 通行の制限又は遮断（防疫指針第20）

1. 通行の制限又は遮断の実施
2. 通行の制限又は遮断の延長・短縮

第7 野生いのししの死体等の移動制限（防疫指針第21）

第8 消毒ポイントの設置（防疫指針第23）

第9 野生いのししに対する防疫措置（防疫指針第24）

1. 防疫指針第24の1の（1）及び2による具体的な防疫措置
2. 死体対応の実施
 - （1）死体対応班の設置
 - （2）対象範囲及び実施スケジュールの設定
 - （3）死体対応における具体的対応の例
 - （4）実施期間
3. 積極的死体搜索の具体的対応の例
 - （1）積極的死体搜索班の設置
 - （2）搜索範囲・ルート及び実施スケジュールの設定
 - （3）積極的死体搜索における具体的対応
 - （4）実施期間
4. 検体の検査施設への持込み及び報告
5. 防護柵等の設置・構築による野生いのししの散逸・侵入防止措置
 - （1）実施内容
 - （2）実施期間
6. 防疫措置実施周辺地域での野生いのししの捕獲強化及び検査の推進

第10 死体発見地点及びその周辺の消毒及び死体の状況確認（防疫指針第17・第24）

1. 死体発見地点及びその周辺の消毒
2. 死体の状況確認

第11 野生いのししの死体等の検査・処理等の手順例（防疫指針第9・防疫指針第21・防疫指針第24）

1. 通則
2. 野生いのししの死体等を焼却、化成処理又は埋却により処理する場合
 - （1）野生いのししの死体等の発見場所から運送用車両への運搬例
 - （2）野生いのししの死体等の焼却施設等への運搬例
 - （3）野生いのししの死体等の焼却・化製処理の実施例
 - （4）野生いのししの死体等の埋却の実施例
3. 野生いのししの死体等を消毒により処理する場合
 - （1）消毒の具体的手順の例について
 - （2）留意事項

第4節 その他

第12 都道府県間の連携

第13 野生いのししによる豚熱・鳥獣被害対策等

1. 豚熱経口ワクチンの散布
2. 狩猟・鳥獣捕獲等
 - （1）狩猟・鳥獣捕獲等の中止について
 - （2）防疫措置及び許可捕獲等の実施について
 - （3）ジビエ利用の中止について
 - （4）理解醸成について

第14 基本方針の改善・研究の推進について